

いじめ防止基本方針

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
県・町の重点施策

学校教育目標
心豊かで自ら考え行動する
強い子どもの育成

児童の実態
地域の実態
保護者の願い
教職員の願い

いじめ問題に対するの学校目標

- いじめは人間として絶対に許さないという強い認識を持つ。
- いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- いじめがあることを恥と思わず積極的に認知することに努める。
- 自分の学校・学級等にもいじめ事件が発生し得るという危機意識を常に持つ。
- 家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

教育活動の重点

- 生徒指導の充実
- 人権同和教育の推進
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- ふるさと教育の充実
- 体験活動の充実
- ◎「いじめ問題を考える週間」の確実な実施
- ◎「心の教育の日」の設定と取組の充実

いじめの未然防止

◎「いじめは、どの学校にも学級にも起こりえる」という認識のもと、早期発見・早期対応に努め、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる。

【教職員の取組】

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りを努める。
- 一人一人が分かりやすい授業に努める。
- 自尊感情を高める学習活動や学級活動・学校行事等に努める。
- 道徳・学級活動等にて、「いのちの大切さ」についての指導を行う。
- インターネットの危険やモラルについて指導する。(プログラミング教育・小中連携研修会)
- 児童のよきモデルとなるような言動に努める。

【児童の取組】

- いじめゼロを目指した児童会活動を実践する。(あいさつ運動・ボランティア活動等)
- 「○○さん」で呼び合い、お互いを尊重し合う寛容づくりをする。
- 帰りの会等で、一日を振り返り、よい点や問題点を見つける。

【保護者の取組】

- 校外生活指導部を中心に、いじめ問題に関する研修を行う。
- 学級PTA等において、いじめ問題に関する話し合いを行う。
- 各種研修会の紹介を行い、積極的に参加する。
- 父親の子育てへの積極的参加を啓発する。
- PTA広報紙等で積極的に啓発活動を行う。

生徒指導体制

- 心の教育委員会(いじめ問題対策委員会)
- 職員会議
- 職員研修
 - ・生徒指導連絡会
 - ・人権同和教育に関する研修会
 - ・構成的グループエンカウンター
 - ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・学校ネットパトロール事業検査結果活用
- ・いじめ対策必携等各種啓発資料の活用

児童の主体的な活動

- 児童会活動の充実
 - ・あいさつ運動
 - ・ボランティア活動
 - ・いじめゼロ運動
 - ・縦割り班活動での異学年交流の充実
 - ・委員会活動への自発的な取組
 - ・児童会だより

いじめの積極的認知

◎ 早期に発見することが、早期解決につながるという認識のもと、児童との信頼関係の構築に努め、職員間での情報共有と保護者と連携を図り情報を収集する。

【教職員の取組】

- いじめを早期に積極的に認知するために、定期的なアンケート(年5回)を実施する。
- いじめを早期に積極的に認知するために、保護者に対する調査(アンケート)を実施する。
- アンケート実施後に児童との教育相談を設け、学級担任による教育相談を行う。
- 児童・保護者がいじめ相談を行うことができる体制整備と窓口の設置及び周知に努める。

【児童の取組】

- 学級担任等や相談窓口等に伝えたり日記に書いたりしながら、一人で悩まないようにする。

【保護者の取組】

- 会話・持ち物・服装の乱れ等に気を配る。
- 悩みを保護者に相談できるような雰囲気作りを努める。

相談体制

- 定期的な教育相談の実施
- 相談窓口の設置及び周知
- 保護者に対する教育相談期間の設置
- SCとの連携
- 学校家庭相談員との連携

いじめに対する早期対応

◎ 問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするという認識のもと、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に指導を行うとともに、一人で抱え込まないようにする。

【教職員の取組】

- すみやかに実態認識を行い、心の教育推進委員会(いじめ対策委員会)を招集する。
- 状況に応じて、いじめられている児童を徹底して守るため、職員の体制を整える。
- 事実確認においては経路や心情など聞き取り、保護者からの聞き取りや対応は複数の職員で行い、事実に基づいて丁寧に行う。
- 児童の個人情報への取扱いには十分注意する。
- 犯罪行為および重大事案が疑われる場合、関係機関と連携して対処する。

【児童の取組】

- 「いじめは絶対に許さない」という雰囲気作りを努める。

【保護者の取組】

- わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾ける。
- 学校との連携を図り、協力して解決にあたる。
- いじめた側には、事実を冷静に確認しわが子の言い分を十分に聞く。
- いじめられた児童を守る対応をすることに対して理解する。

家庭・地域との連携

- 学級PTA、PTA総会
- 学校保健委員会
- 学校運営協議会(OS)
- 民生委員
- 学校家庭相談員

心の教育推進委員会(いじめ対策委員会)

【目的】 1 年間計画の作成・実行・検証・修正
2 いじめの相談・通報の窓口
5 いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

【組織構成】 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任、養護教諭、民生委員 等

関係機関等との連携

- 長島町教育委員会
- 長島町町民福祉課
- 長島町保健衛生課
- 児童委員協議会
- 阿久根警察署
- 児童相談所
- 北薩教育事務所

【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	気持ちよい挨拶をしよう	○年間及び1学期の活動計画の検討 ○取組評価アンケートの作成		○「命・いじめ問題を考える週間」の実施		○各教科における指導計画の確認	○家庭訪問	○学校経営方針の確認 ○生徒指導事例研修会
5	学校をきれいにしよう	○実態に基づいた対応策の検討	○「学校楽しい」との実施	○道徳「思いやり」(共通主題)		○児童全体に対する全体指導	○児童との教育相談	○具体的な対応の在り方
6	教室や廊下での過ごし方を考えよう		○「学校生活アンケート」の実施 ○「メディア・SNSアンケート」の実施		○ユニセフ募金の実施		○児童との教育相談	
7	動物や植物をかわいがろう	○取組評価アンケートの実施		○道徳「生命尊重」(共通主題)		○保護者向けに啓発活動	○教育相談(全保護者対象)	○家庭との連絡の在り方
8	規則正しい生活をしよう	○取組評価アンケート集計と取組の検討 ○2学期の活動計画の検討						○家庭との連携の在り方 ○取組評価結果から
9	きびきびとした態度をとろう		○「学校楽しい」との実施	○「命・いじめ問題を考える週間」の実施 ○道徳「友情・信頼」(共通主題)			○児童との教育相談	
10	読書をしよう							
11	安全でけじめのある生活をしよう		○「学校生活アンケート」の実施		○赤い羽根の募金実施		○児童との教育相談	
12	仲よく助け合おう	○年間及び2学期の取組の検証		○道徳「人権」(共通主題)	○いじめ防止標語の作成	○保護者向けに啓発活動		
1	みんなで使うものを大切にしよう	○取組評価アンケート集計と取組の検討	○「学校楽しい」との実施	○「命・いじめ問題を考える週間」の実施	○書き損じはがき収集		○児童との教育相談	
2	交通のきまりや約束を守ろう							○家庭との連絡の在り方
3	1年間の反省をし、まとめをしっかりとしよう	○年間及び3学期の取組の検証 ○次年度の活動計画案作成				○保護者向けに啓発活動		

いじめ問題への対応

◇いじめのサインに気がついたら(学校で)	◇本人や保護者から相談があったら	◇教職員がいじめを発見したとき(その場で取る行動)
<p>◎ いじめが発展しないよう、教職員が介入を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秘密にすることを伝え、個別に状況を聞く。 ○ 他の教職員に、情報の収集や目記りの協力を依頼する。 ○ 子どもたちと過ごす時間を増やすなどの努力をして、状況の観察をする。 ○ 朝の会や帰りの会、全校朝会等でいじめ問題についての一般的な話をして、学校のいじめに対する強い姿勢を示す。 	<p>◎ 不安を受け止め、安心感を与えながら、一緒に考える姿勢になって対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 静かに話せる場所を確保し、受容・共感の態度で対応する。 ○ 本人のつらさや苦しみに共感することに心を注ぐ。 ○ 相談内容を秘密にすることを伝え事実関係の把握に努める。 ○ 学校が必ず守るという強い意志を示す。 ○ いじめを解決する方法を一緒に考えとともに学校としての対応方針や今後の取組について説明する。 ○ 相談内容については、記録を取っておく。 	<p>◎ その場で介入し、解決を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感情的にならず、毅然とした態度で制止する。 ○ 関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な言動や言葉を確認する。 ○ できるだけ複数の教職員で対応する。(立ち会ってもらう) ○ その日のうちに、教職員間で連携を図り、関係した子ども一人一人に別々に話を聞き、状況の確認をして記録をとっておく。

発見後の校内対応

- 1 事実関係の把握に努め、記録する。(担任・生徒指導係など)
- 2 事実関係の把握が済み次第、報告する。(校長・教頭へ)
- 3 報告後直ちに、対策・対応を協議する。(全職員で)
- 4 被害児童への相談・支援を行う。(担任・生徒指導係など)
- 5 加害児童への指導を行う。(担任・生徒指導係など)
- 6 委員会への連絡を行う。(教頭)
- 7 被害児童の保護者への報告と謝罪。(担任・生徒指導係、場合によっては校長・教頭も)
- 8 加害児童の保護者への連絡・指導。(担任・生徒指導係、場合によっては校長・教頭も)
- 9 職員朝会や職員会議での共通理解を図る。
- 10 被害者(保護者)と加害者(保護者)の面談・和解に努める。(担任・生徒指導係、場合によっては校長・教頭も)
- 11 被害児童・加害児童の継続観察・支援・指導を続ける。(担任を中心に全職員で)
- 12 被害者(保護者)と加害者(保護者)への経過報告を継続して行う。(担任・生徒指導係)

いじめられている子どもが出すサイン
～学校でわかるいじめ発見のチェックポイント～

場面等	変化がみられる点(観察の視点) ※無理にやらされている
朝の会	○遅刻・欠席増加 ○表情がさえない、うつむきかげん、声が小さいなど元気がない
授業の開始時	○忘れ物が目立つ ○用具、机いす等の散乱 ○授業に遅れる
授業中	○涙を流すなど傷ついた気配 ○周回の児童のざわつき ○席を交換させられている
授業中	○ノートの字が汚くなる ○発表時に冷やかされる ○ひひいあだ名で呼ばれる ○頭痛、腹痛などを頻繁に訴える ○グループ分けて孤立する
休み時間	※授業態度が悪くなる ※ふざけた質問をする ※白紙答案 ※大声で歌を歌う ※仲良しでない人とトイレに行く ※グループの中で孤立しがちである
給食時間	○一人でいることが多い ○職員室に入り浸り ○わけもなく階段等を歩く
掃除時間	○食べ物にいたずらをされる ○好きなものを級友に譲る ○嫌われるメニューを多く盛られる
放課後	○目の前にゴミが捨てられる ○最後まで一人でする ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
その他 の動作 や表情	○衣服が汚れている ○用もないのに居残りをする ※他の子の荷物をもって帰る
持ち物 や服装	○活気がなく、おどおどする ○さびしそうな暗い表情をする ○係等をやめたという ○独り言を言う ○教師と話すと不安な表情をする ※荒れた言葉づかいになる
その他	○視線を合わさない ○遊びが多くなる ○教科書にいたずらされる ○持た物、くつ、かさなどを隠される ○刃物など危険な物を所持する ※高価な物をもってくる
その他	○生活ノート、作文などに気にかかる表現や描写がある ○教科書、教室の壁、掲示物などに落書きがある ○生き物に残酷行為をする ※万引き、盗容等の問題行動を行う

いじめの定義

「自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている者」
個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。